

「盗難通帳による払出しおよび口座不正利用への対応」の調査結果

「盗難通帳による払出し」や「振り込め詐欺等による口座不正利用」の犯罪が社会問題化し、金融機関における預金口座管理のあり方が注目されていることから、本会では信用金庫業界の「盗難通帳による払出し件数・金額」および「口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況」を調査し、その結果を下記のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：271金庫
調査基準時期：平成24年9月末時点

1. 盗難通帳等による払出し件数・金額等

申出時期	件数	金額
平成12年度	133件	26,429万円
平成13年度	127件	24,220万円
平成14年度	169件	30,445万円
平成15年度	181件	24,549万円
平成16年度	130件	15,155万円
平成17年度	102件	9,520万円
平成18年度	63件	4,014万円
平成19年度	40件	5,456万円
平成20年度	24件	3,236万円
平成21年度	34件	1,761万円
平成22年度	25件	2,061万円
平成22年 4月～6月	4件	191万円
7月～9月	3件	445万円
10月～12月	13件	896万円
平成23年 1月～3月	5件	529万円
平成23年度	16件	1,997万円
平成23年 4月～6月	7件	183万円
7月～9月	2件	421万円
10月～12月	3件	99万円
平成24年 1月～3月	4件	1,294万円
平成24年度	12件	1,104万円
平成24年 4月～6月	3件	698万円
7月～9月	9件	406万円

(注1) 「盗難通帳等による払出し」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」との申出があり、実際に預金が払い出されているもの。

(注2) 「申出時期」とはお客さまより「盗難通帳により払い出された」と申出があった時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

2. 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況

時 期	利用停止	強制解約等	合 計
平成15年度	1,362件	623件(440件)	1,545件
平成16年度	3,705件	1,707件(1,313件)	4,099件
平成17年度	2,345件	1,166件(1,005件)	2,506件
平成18年度	2,731件	1,527件(1,381件)	2,877件
平成19年度	3,782件	1,568件(1,339件)	4,011件
平成20年度	3,982件	2,517件(2,306件)	4,193件
平成21年度	1,945件	1,495件(1,406件)	2,034件
平成22年度	1,961件	1,300件(1,159件)	2,102件
平成22年 4月～6月	418件	367件(332件)	453件
7月～9月	402件	257件(237件)	422件
10月～12月	572件	354件(313件)	613件
平成23年 1月～3月	569件	322件(277件)	614件
平成23年度	3,124件	1,520件(1,236件)	3,408件
平成23年 4月～6月	669件	293件(231件)	731件
7月～9月	741件	356件(298件)	799件
10月～12月	827件	406件(331件)	912件
平成24年 1月～3月	887件	465件(386件)	966件
平成24年度	1,748件	件(786件)	1,969件
平成24年 4月～6月	899件	456件(366件)	989件
7月～9月	849件	551件(420件)	980件

(注1) 「口座不正利用」とは「ヤミ金融業者の返済金振込口座(出資法違反等)」、「サイト利用代金等の債権を譲り受けたと偽って架空の代金請求をする際の代金振込口座(詐欺)」、「いわゆる「オレオレ詐欺」における振込口座(詐欺)」等、法令や公序良俗に違反する行為に金融機関の預金口座が利用されること。

(注2) 「件数」は、原則として口座単位。

(注3) 「強制解約等」欄のカッコ内は、強制解約をした件数のうち、当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座についてその後、強制解約に至った件数。

(注4) 合計数は「利用停止」および「強制解約等(除く既口座利用停止)」の合計。

すなわち、「平成24年7月～9月」の合計数は、849件(利用停止件数) + 551件(強制解約等件数) - 220件(既口座利用停止件数) = 980件

以 上

「偽造キャッシュカードによる預金払出し等」に関する調査結果

偽造キャッシュカードによる預金の払出し等(キャッシュカードの磁気記録情報を読み取った第三者が偽造カードを複製・使用するもの)の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を下記のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：271金庫
調査基準時期：平成24年9月末時点

期 間	件 数	金 額
平成13年度	0 件	0 千円
平成14年度	1 件	1,609 千円
平成15年度	8 件	9,350 千円
平成16年度	22 件	54,988 千円
平成17年度	82 件	70,974 千円
平成18年度	25 件	15,013 千円
平成19年度	16 件	9,933 千円
平成20年度	36 件	49,411 千円
平成21年度	14 件	25,135 千円
平成22年度	7 件	3,123 千円
平成22年 4月～6月	2 件	300 千円
7月～9月	1 件	101 千円
10月～12月	2 件	319 千円
平成23年 1月～3月	2 件	2,403 千円
平成23年度	12 件	9,789 千円
平成23年 4月～6月	0 件	0 千円
7月～9月	7 件	5,860 千円
10月～12月	4 件	3,805 千円
平成24年 1月～3月	1 件	124 千円
平成24年度	11 件	6,139千円
平成24年 4月～6月	4 件	2,966千円
7月～9月	7 件	3,173千円

(注1) アンケート結果は、自金庫のお客さま(預金者)から申出があり、ジャーナルを確認した結果、偽造キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは偽造カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをカウント。

(注2) 「期間」とは、偽造キャッシュカードによる預金等引出しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

(注4) 以下の理由があった場合には、判明した以降の調査時点で修正。

①追加の被害が判明、または偽造キャッシュカードによる被害ではないと判明した場合

②被害が別途計上されていたものを預金名義人単位で名寄せした場合 等

インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる 預金の不正引出し等に関する調査結果

インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる預金の不正引出し等の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を下記のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調 査 対 象：271金庫	調査基準時期：平成24年9月末時点
---------------	-------------------

1. インターネット・バンキングによる預金引出しについて

期 間	件 数	金 額
平成18年度	4 件	5,055 千円
平成19年度	1 件	4,290 千円
平成20年度	4 件	2,750 千円
平成21年度	2 件	1,659 千円
平成22年度	0 件	0 千円
平成23年度	13 件	67,433 千円
平成23年 4月～6月末	0 件	0 千円
7月～9月末	13 件	67,433 千円
10月～12月末	0 件	0 千円
平成24年 1月～3月末	0 件	0 千円
平成24年度	1 件	4,800 千円
平成24年 4月～6月末	1 件	4,800 千円
7月～9月末	0 件	0 千円

(注1) 対象となる「インターネットバンキングによる預金引出し」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、その時点で当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動されている等、本人以外による預金の不正な払戻しが発生しており、不正な資金移動後、実際に不正利用者により預金が払い出されたケースをカウント。

(注2) 「期間」とは、当該事案について、不正な資金移動が発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金者名義人単位とする。

2. 盗難キャッシュカードによる預金引出し等について

期 間	件 数	金 額
平成18年度	210 件	110,623 千円
平成19年度	341 件	167,507 千円
平成20年度	317 件	153,704 千円
平成21年度	344 件	189,502 千円
平成22年度	462 件	338,823 千円
平成23年度	345 件	234,713 千円
平成23年 4月～6月末	109 件	88,373 千円
7月～9月末	97 件	74,419 千円
10月～12月末	70 件	37,508 千円
平成24年 1月～3月末	69 件	34,413 千円
平成24年度	98 件	59,315 千円
平成24年 4月～6月末	49 件	40,404 千円
7月～9月末	49 件	18,911 千円

(注1) 対象となる「盗難キャッシュカードによる預金引出し等」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、ジャーナル等を確認した結果、盗難キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは盗難カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをいう。

なお、紛失キャッシュカードによる預金引出し等は除くので留意する。

(注2) 「期間」とは、盗難キャッシュカードにより預金引出し等が発生した時期をいう。

(注3) 「件数」は、原則として預金者名義人単位とする。

以 上